余裕金等の運用経過報告について
（報告事項（３）補足資料）

電力広域的運営推進機関

１．報告内容（骨子）

- 本機関では、再生可能エネルギー勘定及び広域系統勘定における預り納付金等の一部を電気事業法第２８条の５７並びに再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第１５条の２１及びだい４１条の規定に則り運用している。
- 従来からの再エネ勘定（納付金資金）の運用に加え、2024年8月より広域系統勘定（いわゆる値差収益資金）の運用を開始。
- 広域系統勘定の運用開始にあたり、前回（2024年6月）評議員会において余裕金等運用計画の変更及び運用の経過報告を行う旨をお約束。今回、第3四半期までの余裕金等の運用経過と併せて、変更後の余裕金運用計画についても報告する。

- ✓ 2024年7月末の日銀による追加利上げ発表に伴い、再エネ勘定の運用金利（みずほ銀行、譲渡性預金）は、9月6日開始分より引き上げられた（1か月未満0.020%→0.1%、1か月以上0.025%→0.125%）。
- ✓ 広域系統勘定の運用は、大口定期預金又は譲渡性預金を条件に、みずほ銀行、三井住友銀行、三菱UFJ銀行のメガ3行による引合いを計３回実施。譲渡性預金で0.16%、0.18%、0.26%と計画に比べて高い金利での運用となった。
- ✓ 以上の結果、2024年度上期に実施した余裕金等の運用利息合計は、39,388万円（再エネ勘定で19,828万円、広域系統勘定で19,560万円）となった。
- ✓ 引続き安全性、流動性、収益性に留意し、国民負担軽減の観点から最適な運用を実施する所存。

２．余裕金運用計画（変更後）

■ 現行の余裕金運用計画（再エネ納付金に係る運用）に、広域系統勘定の値差収益資金に係る運用計画を追加（第468回理事会決議（2024年7月24日））。

２０２４年度余裕金等運用計画

1．再生可能エネルギー勘定（電気事業法（以下、「法」という。）第28条の54第1項第2号の勘定）における預り納付金等の運用

（略）

2．広域系統勘定（法第28条の54第1項第1号の勘定）における預り納付金等の運用

（1）運用額は、預かり納付金等残高から運用期間中の支出予定額を除いた額とする。

（2）運用方法は、安全性及び流動性等の観点から満期保有を原則とした大口定期預金又は譲渡性預金による3か月以内でのサイクル運用とする。

（3）運用額の単位は1億円とする。

運用対象資産	運用額見込(月間)	計画金利 (現時点の計画金利)	運用益見込(年間)
大口定期預金又は 譲渡性預金 (3か月以内運用)	1,678億円	0.025%	27百万円

３．運用の経過（２０２４年４～12月）

１．再生可能エネルギー勘定

（単位：億円）

運用資産	運用期間	納付金等 a	納付金 収　入	運用額 戻　入	繰越等	交付金等 b	交付金の10% c	差　額 a－b－c	運用額	金 利 (%)	利 子 (万円)
譲渡性預金	4月9日 ～ 5月9日	4,025	913	1,700	1,413	1,693	169	2,163	2,160	0.025	443
〃	5月9日 ～ 6月7日	6,616	890	2,160	3,566	1,937	194	4,485	4,480	0.020	712
〃	6月7日 ～ 7月9日	5,533	861	4,480	193	1,960	196	3,377	3,370	0.025	739
〃	7月9日 ～ 8月8日	4,486	771	3,370	345	2,388	239	1,859	1,850	0.020	304
〃	8月8日 ～ 9月6日	3,867	1,777	1,850	240	2,576	258	1,033	1,030	0.020	164
〃	9月6日 ～10月7日	7,303	1,825	1,030	4,448	2,847	285	4,171	4,170	0.125	4,427
〃	10月7日 ～11月7日	6,641	2,135	4,170	335	2,736	274	3,615	3,610	0.125	3,832
〃	11月7日 ～12月9日	6,410	2,457	3,610	342	2,085	209	4,116	4,110	0.125	4,504
〃	12月9日 ～1月9日	6,490	2,343	4,110	196	2,013	201	4,435	4,430	0.125	4,703
利　子　計		－	－	－	－	－	－	－	－	－	19,828

（注）金利は、9月6日開始分より、運用期間が1か月未満0.020%→0.1%、1か月以上0.025%→0.125%に引き上げられた。

３．運用の経過（２０２４年４～12月）

２．広域系統勘定

（単位：億円）

運用資産	運用期間	銀行	口座残高 a	受入額	運用額 戻　入	口座 残高	支出見込 b	差　額 a－b	運用額	金 利 (%)	利 子 (万円)
譲渡性預金	8月 7日 ～ 11月7日	三井住友	1,678	－	－	1,678	－	1,678	1,678	0.18	7,613
〃	9月18日 ～ 11月7日	みずほ	108	108	－	108	－	108	108	0.16	237
〃	11月12日～2月12日	三井住友	1,787	－	1,786	0	0	1,787	1,787	0.26	11,710
利　子　計			－	－	－	－	－	－	－	－	19,560

（注）金利は、みずほ銀行、三井住友銀行、三菱UFJ銀行による引合いにより、もっとも高い金利を提示した金融機関を選定。

４．（ご参考）2025年度の運用予定

- 再エネ勘定（納付金資金）については、これまで運用先を特定行に限定していたが、今後は複数行引合い（1か月運用を想定）に変更。
- 広域系統勘定（値差収益資金）については、2025年度より開始予定の（値差収益を原資とする）貸付金額に留意しつつ、引き続き複数行引合い（3か月運用）を実施。

（参考）

■ 余裕金等の運用における関係金融機関の信用格付（長期）は以下のとおり

区　分	ＪＣＲ（日本格付研究所）	Moody's（ムーディーズ）	Ｓ＆Ｐ	Ｒ＆Ｉ（格付投資情報センター）	Fitch（フィッチ・レーティングス）
みずほ銀行	ＡＡ	Ａ1	Ａ	ＡＡ	Ａ
三井住友銀行	ＡＡ	Ａ1	Ａ	ＡＡ	Ａ
三菱ＵＦＪ銀行	ＡＡ	Ａ1	Ａ	ＡＡ	Ａ

（参考）

りそな銀行	ＡＡ	Ａ2	Ａ	ＡＡ-	－
埼玉りそな銀行	ＡＡ	Ａ2	－	ＡＡ-	－

ＪＣＲ	ＡＡ	債務履行の確実性は非常に高い。
Moody's	Ａ	中級の上位と判断され、信用リスクが低い債務に対する格付。
Ｓ＆Ｐ	Ａ	当該金融債務を履行する債務者の能力は高いが、上位２つの格付けに比べ、事業環境や経済状況の悪化の影響をやや受けやすい。
Ｒ＆Ｉ	ＡＡ	信用力は極めて高く、優れた要素がある。
Fitch	Ａ	高い信用力 デフォルト・リスクが低いと予想していることを示す。金銭債務の履行能力は高いと想定されるが、経営又は経済環境の悪化がこの能力に及ぼす影響は、上位格付の場合よりは大きくなり得る。

(参考) 関連条文

〇会計規程

（資金の調達及び運用）

第１４条 本機関は、法第２８条の５５第１項に規定する金融機関その他の者からの資金の借入れ（借換えを含む。）をし、又は広域的運営推進機関債の発行（広域的運営推進機関債の借換えのための発行を含む。）をする場合には、同項の規定により、事前に経済産業大臣の認可を受けなければならない。

２ 本機関は、法第２８条の５７に規定する方法により、業務上の余裕金の運用を行うことができる。

３ 本機関は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号）第１５条の２１及び第４１条に規定する方法により、交付金相当額積立金及び解体等積立金並びに納付金の運用を行うことができる。

〇余裕金等の運用業務の細則に関する規程

（基本方針）

第２条 本機関における余裕金等の運用にあたっては、会計規程に従うとともに、原則として余裕金等の元本を確保するとともに、本機関の運営に支障が生じないように流動性の確保に努めることを基本方針とする。

２ 再生可能エネルギー電気特措法第２条の６及び第１５条の５の規定により政府が講ずる予算上の措置については、その使用目的は交付金の支払いに限定し、安全性と管理の透明性の確保に万全を期すものとする。

（運用期間）

第７条 本機関の余裕金等の運用の期間は、次のとおりとする。

（１）債券　原則として償還まで１０年までとし、最長でも２０年までとする。

（２）預金（決済性預金を除く。）　原則として１月までとし、最長でも１年までとする。

（余裕金等運用計画）

第１１条 決済性預金以外での運用対象資産を保有する業務については、毎事業年度、翌事業年度における余裕金等運用計画を策定し、理事会の議決を経なければならない。

２ 期中に決済性預金以外での運用対象資産を新規に保有する業務については、運用を開始する前までに余裕金等運用計画を策定し、理事会の議決を経なければならない。

（理事会・評議員会・総会への報告）

第１３条 理事会は、余裕金等の運用の経過及び前年度の運用結果について少なくとも年１回報告を受けるものとする。

２ 評議員会は、余裕金等の運用の経過及び前年度の運用結果について少なくとも年１回報告を受けるものとする。

３ 総会は、余裕金等の運用の経過及び前年度の運用結果について少なくとも年１回報告を受けるものとする。

(参考) 関連条文

○**電気事業法**
（余裕金の運用）
第２８条の５７　推進機関は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。
一　国債その他経済産業大臣の指定する有価証券の保有
二　経済産業大臣の指定する金融機関への預金
三　その他経済産業省令で定める方法

○**経済産業省告示第35号**
一　指定有価証券
イ　地方債
ロ　政府保証債
二　指定金融機関
イ　銀行
ロ　長期信用銀行
ハ　全国を地区とする信用金庫連合会
ニ　全国信用協同組合連合会
ホ　労働金庫連合会
ヘ　農林中央金庫
ト　株式会社商工組合中央金庫

○**広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令**
（余裕金の運用方法）
第19条　法第28条の５７第3号に規定する経済産業省令で定める方法は、金銭の信託（元本の損失を補てんする契約があるものに限る。）とする。